

名称：「データストリームフィルタリング装置及び方法」事件
審決取消請求事件（拒絶審決取消請求）
知財高裁：判決日24年11月27日、平成23年（行ケ）第10211号
判決：請求認容
キーワード：引用例2の認定の誤り

[概要]

審決における引用例2の認定が誤りであり、それを前提とした相違点4及び6に係る判断は誤りであるとして審決が取り消された事案である。

[審決]

本願発明は、特開平11-215146号公報（引用例1）記載の発明（引用発明1）、特開2000-32029号公報（引用例2）記載の発明（引用発明2）及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法29条2項の規定により特許を受けることができない。

[原告の主張]

審決の引用例2の認定は誤りであり、この誤った認定を前提とする相違点4及び6に係る判断は誤りである。

審決は、引用例2について以下のように認定した。「バーチャルLANシステムに適用される複数グループ括中継方法において、バーチャルLAN情報は、宛先MACアドレスフィールドを用いて、中継装置（1）に伝送され、かつ前記バーチャルLAN情報に設定されるバーチャルLAN情報フィールドを有する最初のフレームの受信に応答して登録される方法。」しかし、引用例2の「宛先MACアドレス」とは、フレームを中継装置1に伝送する（宛てる）ための中継装置1のMACアドレスではなく、通信先の装置のMACアドレスである。中継装置1が、バーチャルLAN情報を含むフレームを受信するのは、送受信部11-1にフレームが届いたからである。フレームの宛先MACアドレスは中継装置1のMACアドレスではないのだから、フレームの宛先MACアドレスを見て、受け取るかどうかを判断しているわけではない。言い換えると、フレームの宛先MACアドレスは、フレームを中継装置1に宛てるために用いられてはいない。したがって、審決の上記認定は誤りである。

[裁判所の判断]

裁判所は、引用例2の認定について以下の通り判断し、審決を取り消した。

「・・・引用例2に記載された発明においては、局から送信されたフレームは、局に接続されたネットワークと、このネットワークが接続されたポートとを介して中継装置で受信され、この中継装置で中継されて、上記フレームの「宛先MACアドレス」で指定された通信先の装置に送信されること、言い換えれば、局から送信されるフレーム中の「宛先MACアドレス」は、最終の宛先となる装置のMACアドレスであり、上記フレームを上記中継装置に伝送するために用いられる上記中継装置のMACアドレスではないことが明らかである。そうすると、引用例2に記載されている発明は、「バーチャルLAN情報（本願発明の「フィルタタグフィールドの値」に相当する。）は、宛先MACアドレスフィールド（本願発明の「アドレスフィールド」に相当する。）を用いて、中継装置（1）（本願発明の「フィルタリングノード」に相当する。）に伝送され（本願発明の「宛てられ」に相当。）」るものとは認められない。したがって、審決の引用発明2の認定は誤りである。」

以上